

# 明石市役所新庁舎建設基本設計(素案)修正版に対する意見公募結果

明石市政策局企画・調整室

## 1 募集期間

2022年(令和4年)12月16日(金)から2023年(令和5年)1月20日(金)まで

## 2 募集結果

20名の方から125件の意見を頂きました。

## 3 意見概要と市の考え方

提出していただいた意見の概要と市の考え方は以下のとおりです。

### (1) 設計コンセプト・設計方針

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>新庁舎は、あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)の計画期間(2022~2030年)中に設計、施工、供用開始がすべて含まれるものであり、明石市の今後の方向性を表現する大切な建物であるべきと考えます。</p> <p>そのためには、設計コンセプトにSDGs(5つのPと17の目標)が具現化されることが必要です。</p> <p>また、設計方針で個別の課題や方針が明記されていますが、これらの項目の多くが地方自治体の庁舎の必須項目・共通課題です。</p> <p>明石市が全国的に注目を集めて推進している各種施策に共通する思い、明石らしさ(〜いつまでもすべての人にやさしいまちをあかしから〜)をバイブルとして、その総本山である建物の内容が、これでは物足りなく思います。</p>	<p>新庁舎の基本理念「すべての人にやさしいスリムでスマートな庁舎」は、あかしSDGs推進計画が定める目指すまちの姿「SDGs未来安心都市・明石〜いつまでもすべての人にやさしいまちをみんな〜」と方向性が一致しています。</p> <p>新庁舎整備に当たっては、単に行政の事務所としてではなく、市民サービスやまちづくりの拠点、そして「やさしいまち明石の発信拠点」となるよう、SDGsが掲げる17の目標やあかしSDGs推進計画の内容を踏まえながら、取組を進めてまいります。</p> <p>なお、頂いた意見を踏まえ、基本設計(案)のP.3配置計画・計画概要、P.4~5平面計画、P.7ユニバーサルデザイン計画、P.8~9防災・構造計画、P.10環境・設備計画に、17の目標のうち該当する項目を【関連するSDGsの目標と整備内容】として追記します。</p>
2	<p>事業スケジュールについて、具体的な検討に基づく内容であり、実現性が高く評価できるものと思います。</p> <p>ただし、関西・大阪万博の状況によっては更なるスケジュール調整が必要になるかもしれません。</p> <p>万博開催が延期された場合、本計画と重なってきますので、建設需給バランスが崩れ、供給が間に合わなくなる可能性があると思われます。</p>	<p>現庁舎は、耐震性能等、多くの課題を抱えていることから、早期の建て替えに向けてスケジュールどおりに進めていく予定としておりますが、工事発注のタイミングについては、適宜事業者へのヒアリングを行うとともに、社会情勢等を踏まえながら判断していきます。</p>
3	<p>新庁舎の建設は、以下の理由から工事工程を先送りし、基本設計や実施設計を見直す時間的余裕をつくるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年後、30年後の市役所業務のあり方や、それに対応した庁舎のあり方についての検討がほとんどされていない。</li> <li>・建設を急ぐ理由に挙げた、「国からの財政支援措置の適用期限」は、2020年の基本設計と実施設計の契約でクリアしており、着工等の期限の要件はない。設計に関する予算については再計上し、着工時期を先送りしても致命的な支障は生じないはずである。</li> </ul>	<p>新庁舎整備に当たっては、国の財政支援メニューである「市町村役場機能緊急保全事業」を適用し、市民負担をできるだけ軽減する計画としています。</p> <p>適用には、着工時期に関する条件は無いものの、2020年度の契約(予算措置)に基づき、2022度中に基本設計、2023度中に実施設計をそれぞれ完了させる必要があります(予算を再計上した場合は適用されません)。</p> <p>将来的な市役所業務のありかたに対応しやすいよう、新庁舎の執務室は、仕切りのないオープンフロアとする計画としていますが、業務を見据えた必要な機能等の検討については、今後も引き続き検討する予定です。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
4	今回の見直しは、防災的観点による地盤の嵩上げや、コストを鑑みた議会位置変更、立体駐車場整備から平面駐車場への移行という内容となっており、良い見直しであると感じます。	今後も「すべての人にやさしいスリムでスマートな庁舎」の実現に向け、市民意見を踏まえながら取組を進めていきます。

## (2) 配置計画・計画概要

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
5	事業費を抑制し、市民負担を軽減するため、庁舎面積のコンパクト化を掲げていますが、圧倒的に面積が足りないと思います。市役所は市民のものですが、職員の方の仕事場でもあります。職員が効率的に仕事を行わないと、必ず市民に悪影響が出ます。素案修正版では窓に面していない執務室もあり、健康上良くないです。将来市役所が担う役割の増加も考慮し、執務室の面積を増やす設計の見直しが必要です。	新庁舎については、市民サービスや利便性の向上を基本としながらも、事業費(市民負担)をできる限り抑制するため、庁舎のスリム化を進めることとしています。 全体の規模は、現庁舎の延床面積(約22,600㎡)から、建物の集約や紙文書(書庫面積)の大幅な削減等により、21,000㎡以内に抑える計画としています。 なお、建物周辺の窓に面していない居室も一部ありますが、建物中央のボイド空間(吹抜部分)を活用し、換気や自然光を取り入れるなど、来庁者や職員の健康に配慮した計画としていきます。
6	新庁舎の階数はできるだけ低くすべきだ。災害時にエレベーターを使用できないこともある。	新庁舎の高さ・階数については、効率的な行政運営及び事業費(市民負担)の観点から、できる限り低くすることで、階段やエレベーター、トイレ等の共用部面積を低減しています。 また、各階の階高は適切な設定を行うことで、経済性に配慮し、非常用エレベーターが不要となる高さで計画しています。
7	ゴミ箱の設置場所が好ましくない。庁舎西側のアンダーパスを上がってきた歩行者や運転者が、最初に目にするのがゴミ箱というのは余りにも情けない。 ゴミ回収車両はゴミ箱の前に停車するのか。 ゴミ箱は庁舎に近接させて、庁舎の一部に見えるようなデザイン及び仕様としてはどうか。	ゴミ庫については、新庁舎南側に設置する計画でしたが、メインエントランスを西側に変更することに伴い(No.40参照)、新庁舎にアプローチしやすい動線や空間の再検討を行った結果、敷地西側の公用車駐車場部分に設置するよう変更します。
8	新庁舎の北側広場は日中ほとんど陽が当たらず、特に冬場は相当の冷え込みが予想される。また、国道28号は交通量が多いことから、車両騒音等により長時間憩える環境になく、この広場を利用する市民の数をどれほど想定できるのか疑問である。 もし、車椅子のアプローチのために新庁舎を南に移動させるのが目的であれば、アプローチは建物の北壁に沿わせて東西方向に設置するのが適切な解決策である。道路に直角にアプローチする斜路の途中で車椅子が暴走すれば、道路に突入し、人命にかかわる事態となる。 以上から、受水槽等設置場所及び来庁者駐輪場を東西に長く配置して、新庁舎の位置を北側に寄せ(北側広場を縮小し)、南側広場の植樹帯等の幅を広げることを提案する。緑を採り入れた環境にやさしい庁舎のイメージアップが必要だと考える。	新庁舎北側については、アンダーパスの冠水等の緊急時や災害時に、国道28号からの車両進入を可能とするため、一定面積の広場を設ける計画としています。 また、歩行者動線について、今後予定されている明石港東外港地区の再開発や国道28号の歩道改良等も見据え、北側からのアプローチも確保しているところであり、地盤のかさ上げに伴うバリアフリーの観点から、国道28号との距離を確保し、緩やかな勾配で計画しています。 なお、頂いた意見(No.13参照)及び敷地の有効活用の観点から、タクシー乗り場を北側に設置する計画に変更します。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
9	<p>新庁舎南側が駐車場だけになっており、せっかくの海に面したロケーションをもっと生かしてはどうかと思います。</p> <p>例えば1階を駐車場、2階を市民広場の様なスペースにして窓口フロアに直接出入り出来る様にすれば、明るく楽しいアプローチになるのではないかと思います。</p>	<p>新庁舎南側(現在の本庁舎跡地等)の土地利用については、基本計画の段階では活用予定ゾーンとして位置づけていましたが、市民や議会からの意見を踏まえ、隣接する明石港東外港地区との一体的な開発を視野に入れた敷地の有効活用を検討するため、市が保有したまま暫定的に平面駐車場として整備する計画としています。</p> <p>今後、明石港東外港地区を所管する県と連携を図りながら、エリア一帯が魅力あふれる空間となるよう検討していきます。</p>
10	<p>新庁舎南側に来庁者駐車場2を作るという案ですが、明石海峡を一望できる場所を駐車場にするのはもったいないと感じます。</p> <p>駐車場、南側広場の部分をもっと広げ、人工芝などを敷きつめ、多目的なイベントを開催できる場所にするべきではないでしょうか。護岸部分についてもテトラポットを撤去して子供が遊べる場所にするなど、ぜひ駐車場ではなく、もっと市民が集える場所を考えていただきたい。</p>	
11	<p>新庁舎の南側広場に屋外トイレを設置して、中崎護岸を訪れる市民及び来街者への利便性を向上してはどうか。現在は、兵庫県が護岸テラスの後ろに屋外トイレを設置してあるが、非常に貧弱である。来庁者駐車場2の利用者にとっても、駐車場の近くにトイレがあることは便利である。</p>	
12	<p>コロナ後に国内・海外観光客を誘致するために、大蔵海岸から明石漁港一帯の景観に配慮した白砂青松の和風庭園を来庁者駐車場2の位置に全面的に設置し、駐車場は現在の分庁舎・西庁舎辺りに立体駐車場を整備して収容台数を確保する計画としてほしい。</p> <p>新庁舎展望テラスとの眺めと和風庭園、そして唯一無二の明石海峡大橋、淡路島、東経135°という資源を最大限活用してください。</p> <p>和風庭園は、日没後にライトアップや祭りの会場とすることで、観光客の誘致、明石市の知名度アップにつながると考えます。</p>	
13	<p>徒歩で来庁される方にとって、新庁舎の北側からアクセスできるのは良いことであり、車の場合は、南側の駐車場からアクセスできる事で問題ないと考えます。</p> <p>しかしながら、バス・タクシーについて、わざわざ南側に回り込む計画とする必要があるか疑問です。バスについては、現状とあまり変わらず、違和感はないのですが、運行ルートの短縮や一般車との分離を考慮して、北側広場に停留所を設けた方がよいと思われます。</p> <p>タクシーについても、貸走・回送距離の短縮による利用者・事業者の負担軽減のため、北側にタクシー乗場(待機場所)を設置した方がよいと思います。</p>	<p>タクシー乗り場について、頂いた意見を踏まえ、新庁舎北側に配置する計画に変更します。</p> <p>なお、バスやタクシーのルート、待機場所については、引き続き、関連事業者と協議を行いながら検討していきます。</p>
14	<p>バス停留所について、降車位置だけが示され、バスが国道28号へ進行するケースのみ想定されている。現在と同様に、バスがアンダーパス方向へ戻れるよう、来庁者駐車場1を庁舎前広場に変更してバスルートとし、市庁舎東側の南北道路に出て、右折するように変更することを提案する。</p>	

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
15	<p>来庁者駐車場1を有料にするためには、料金ゲートが必要になるが、構造上、料金ゲートの設置は容易ではない。一方、料金ゲートを設置せず庁舎前広場とした場合は、駐車スペース以外の場所への駐車や長時間放置等のリスクが高くなり、その対応に労力や時間を要することになる。</p> <p>以上から、来庁者駐車場1は設置せず、庁舎前広場に無料の障害者用駐車スペースを設けることを提案する。適正利用については、利用者のマナーに頼ることとすればよい。</p> <p>なお、庁舎前広場は、大規模災害時の活動スペースとして欠かせない。</p>	<p>新庁舎では、来庁者の利便性確保のため、できるだけ庁舎に近い位置で駐車場を確保する計画としており、特に、来庁者駐車場1については、メインエントランスに最も近く、利便性の高い場所であることから、優先駐車場だけでなく、一般の駐車場についても一定数確保する計画としています。</p> <p>駐車場の管理については、料金ゲートの設置や駐車エリア(優先・一般)ごとに駐車台数を管理できるシステム、また、車両ナンバーを自動認識することにより、料金ゲートの設置を不要とする駐車場管理システム等の採用について、今後検討していきます。</p>
16	<p>来庁者駐車場2が有料の場合、来庁者駐車場1を無料とするのは難しいが、有料にすると、有料駐車設備が必要となるほか、駐車スペースに入らなかった自動車とその付近に放置する可能性がある。</p> <p>特に、閉庁時の駐車トラブルが多発すると考える。</p>	<p>なお、身体障害を有する職員用の駐車台数については、現在自動車で通勤している職員数に基づき設定しており、優先駐車場については、「高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律」や「兵庫県の福祉のまちづくり条例」等の各種基準に基づいて計画するなど、基準に比べて余裕のある台数を新庁舎のメインエントランスに近い場所に計画しています。</p>
17	<p>優先駐車場の西側に、身障者職員用の駐車場が3台、また、優先駐車場の南側には一般の来庁者用駐車場が配置される計画となっていますが、身障者職員用の駐車台数が妥当か検討された方がいいと思います。</p> <p>また、優先駐車場に、それを必要としない方が駐車することも想定されますので、優先駐車場の所要台数をもう一度ご検討いただくとともに、来庁者駐車場1については、優先駐車場のみとする計画にさせていただけたらと思います。</p>	
18	<p>優先駐車場について、車両後部からスロープで乗降する場合のスペースは確保されていますか。</p> <p>また、庁舎に対して前向きに駐車した場合、道路側にスロープを出すと、雨に濡れる可能性があるため、来庁者駐車場1全体に庇を設置してはどうでしょうか。</p> <p>基本設計(素案)では、立体駐車場となっていたので雨の心配はありませんでした。新庁舎からの景観を理由に平面駐車場になったとのことですが、せめて2階建ての駐車場であってほしいと思います。</p>	<p>優先駐車場については、後ろ向き駐車での利用を想定し、車いす仕様車後部からの車いすの出し入れ等も考慮した通路幅を確保した計画としています。</p> <p>なお、来庁者駐車場2については、隣接する明石港東外港地区との一体的な開発を視野に入れた敷地の有効活用の観点から、暫定的に平面駐車場として整備する計画としています。今後、兵庫県が予定している明石港東外港地区の再開発との連携を図り、共用の立体駐車場の整備についても検討していきます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
19	<p>アンダーパスを経由して市民会館に徒歩で向かう経路は、現在でも南に大きく回っています。今回の道路位置の変更により、現在よりさらに20m程度大回りになることから市民会館利用者は、歩道ではなく、新庁舎と来庁者駐車場1の間を通り抜けるものと想定されます。</p> <p>また、公用車駐車場を利用する職員も南の歩道に回らずに、西口から新庁舎に出入りします。したがって、新庁舎南側には幅広の歩道の設置が必要です。</p>	<p>市民会館への動線や横断歩道の設置場所等については、今後、道路部局や警察等の関係機関と協議の上、検討していくこととしており、協議結果を踏まえながら、歩道の幅員についても検討してまいります。</p>
20	<p>駐車場2の出入口が一つしかなく、少なすぎます。一つの出入口に集中するので、渋滞が起こり、接触事故の危険性が高くなります。また、地震や高潮などの災害時は、なかなか駐車場から出ることができず、命を落とす危機管理上の問題もあります。例えば、駐車場の西側にもう一つ出入口を設置するなど、設計の見直しが必要です。</p>	<p>市民会館でのイベント開催時等に、駐車場出入口付近の交通渋滞の発生が予想されることから、新庁舎駐車場では、臨時出口の設置やナンバー認識型の駐車管理システム等の導入等による渋滞緩和策について検討する予定としており、基本設計(案)には、P.3の配置図の敷地西側道路部分に、来庁者駐車場2の臨時出口を追記します。</p>
21	<p>構内道路は海拔3.5m、優先駐車場の北側は海拔4.4mとなっており、高低差が90cmあります。安全な入出庫を確保するため、来庁者駐車場1の駐車スペースは、周辺も含めて平面でなければなりません。図面では斜面になっています。</p> <p>90cmの高低差を最短距離で解消するには、急勾配が必要であり、駐車場内の詳細な海拔やどのような構造になるのかについて図面上で表示すべきです。</p> <p>なお、高低差の解消手段として、庁舎南側敷地の全面を海拔3.5mの平面とし、正面エントランスとの高低差90cmは、エレベーターの設置で解消することを提案します。</p>	<p>来庁者駐車場1を含め、新庁舎敷地内のアプローチ動線の高低差については、車いす利用者等に配慮し、概ね5%以下の緩やかな勾配により解消する計画としています。</p> <p>なお、来庁者駐車場1の優先駐車場部分については、フラットなレベル設定となるよう計画しており、頂いた意見を踏まえ、基本設計(案)のP.3配置図及びP.4【雨に濡れずにアクセスできる屋根・庇下空間のイメージ】に、それぞれ標高を追記します。</p>
22	<p>来庁者駐車場1の勾配について、市民説明会では時間の制約もあり、市の説明に納得できなかったため、文書や図面で改めて説明してほしい。</p>	
23	<p>新庁舎敷地の地盤の嵩上げと共に、公用車駐車場用地についても嵩上げもしくは立駐化しなくても良いのでしょうか。</p> <p>公共の財産である公用車が水没してしまうことはいかがかと考えます。また、災害後の出勤に必要だと思います。</p>	<p>公用車駐車場については、南海トラフ地震の津波浸水想定を踏まえ、地盤高さを現在のTP+2.5mから同+3.5mにかき上げる計画としています。</p> <p>なお、台風による高潮については事前に予測できるため、発生が予想される場合は、あらかじめ公用車をアスピーア明石や天文科学館等の駐車場に移動することを想定しています。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
24	<p>車両動線について、新庁舎前の南西口は入口専用にして、乗用車の動線は東への一方通行にすることを提案します。</p> <p>アンダーパスから来庁者駐車場2へ向かう乗用車は、アクセルを踏んだ状態で、運転者の視点(注意)はカーブに向きがちであり、カーブ手前(南西口)から出てくる乗用車を見落とす場合が予想される。</p> <p>同様に、来庁者駐車場2からアンダーパスに向かう乗用車の運転者は、カーブに視点(注意)が向いていて、右側から車線に入ってくる乗用車に気づくのが遅れる場合が予想される。</p> <p>南西口から構内道路に出る場合も、左右から来る車両及び歩行者の確認が必要になる。</p> <p>以上のようなリスクが予想される以上、新庁舎南敷地の入口と出口を別にするのが当然の対策である。</p>	<p>来庁者駐車場1の車両動線について、頂いた意見も踏まえ、基本設計(案)では、南西口を入口、南東口を出口とし、南西口から南東口への一方通行となるよう、動線計画を変更します。</p> <p>なお、車両動線や各駐車場の出入口等の位置や安全対策等については、今後、道路部局や警察等の関係機関と協議の上、検討していきます。</p>
25	<p>アンダーパスについては、埋め立てて国道28号に接続させ、閉鎖した方がいい(公用車駐車場から来庁者駐車場へも回れるように考えて欲しい。車で職員が案内する場面が多いと思う。)</p>	<p>現在、明石駅から観光道路及びアンダーパスを経由し、市役所にアクセスする歩行者数が多いことから、アンダーパスを無くすことは困難であると考えています。</p>
26	<p>アンダーパスは国道28号下をくぐり抜けるだけであり、フェリー航路が廃止された現状では、その有効性が疑問視されます。また、浸水シミュレーションでは完全に水没し、しばらく使用することができず、復旧のためのリソースも必要となりますので、廃止して埋めてしまい、国道28号とは平面交差とした方が、より自然で安全な計画になると思われれます。</p>	<p>また、アンダーパスを埋め立てて無くした場合、国道28号と明石市役所敷地の北西部に新たな交差点ができることとなりますが、現在信号機が設置されている市民会館前交差点との距離が近いことから、新たにできる交差点については信号機のない交差点になる可能性が高く、また、信号機を設置できた場合でも、信号機間隔が短くなることにより、国道28号の交通渋滞が発生する可能性もあります。</p> <p>アンダーパス埋め立てに要する費用も別途必要となることから、課題が多いという認識であり、現時点では、現状のまま二方向への動線を確保する計画としています。</p>
27	<p>計画案では、建物の色調以外にまちのシンボル(明石らしさ)がありません。また、かつての白砂青松の中崎海岸の演出や城のまちのイメージがありません。さらに、中崎海岸沿いの護岸歩道に面している兵庫県の階段テラスの上部に植栽されている松林との一体感がありません。</p> <p>以上から、敷地内の樹木は可能な限り松とし、ところどころに、白い小石の柵を作ることを提案します。</p> <p>また、敷地内に配置する緑地帯や周辺道路との境界などには、努めて石垣(2・3段程度で可)を用います。費用は高くなりますが、50年間に及ぶ演出効果を考えて下さい。</p>	<p>新庁舎の植栽計画については、周辺環境との一体感やシンボル性に加えて、メンテナンスのしやすさやコストなど、総合的に検討する必要があると考えています。</p> <p>基本設計においては植栽エリアや植栽コンセプト等について検討し、来年度の実設計で、樹種の選定等の詳細について検討していきます。</p>
28	<p>植栽については、現在のカイヅカイブキを取り除いて松にするとともに、ベランダ護岸との境界に設置している鉄フェンスを塩ビ竹垣に変更して、松の風情を高めてほしい。</p>	

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
29	<p>市役所は、工場立地法に定める特定工場ではないが、敷地内の緑化面積率については、特定工場に準じた緑地面積の確保に取り組むべきである。新たに北側広場を設けたことで、市条例に定める緑地面積率を確保できているものと思われるが、基本設計に、新庁舎敷地の緑地面積率を記載することを提案します。この記載は、市内の特定工場にネット・ポジティブ・インパクトを要請する明石市の姿勢を示すことになる。</p>	<p>新庁舎の緑化については、兵庫県の「建築物及びその敷地の緑化に関する条例」に基づき、空地(建ぺい率80%)の50%以上を緑地として確保する必要があり、敷地面積の10%以上の緑地を確保する計画としています。</p> <p>また、消防中崎分署の中崎遊園地への移転により減少する緑地については、新中崎分署敷地や新庁舎敷地だけでなく、今後、隣接する明石港東外港地区との一体的な土地利用を検討する中で、兵庫県と協議しながら、緑地や広場の確保についても検討していきます。</p>
30	<p>新庁舎の計画敷地面積は2.3haという広大な面積であるにもかかわらず、確保する緑地は南東隅の広場と北側の玄関回りしかない。少なくとも、工場や事業所に義務付けている緑地の確保と同様の規模の緑地を敷地計画内に確保するべきではないか。</p> <p>また、中崎消防分署の移転に関する計画は、市のまちづくり計画が念頭にない杜撰な対応である。同分署の移転先とされる中崎緑地公園の緑を減らすことについて、何らの代替措置を考えない対応は、明石の環境とまちづくり政策の方針と整合性を欠いたものである。</p> <p>現在パブリックコメントで意見を求めている工場緑地の規制緩和に関わる条例の一部改正案(素案)は、特定工場に対して緑地の規制を緩和する際に代償措置を求めている。民間企業に対しては代償措置を求めながら、市が行う事業では、緑地面積を減らしてもそのまま放置するという身勝手な対応は許されない。公園法の原則に照らし、分署移転によって損なわれる緑地面積を近辺で補う措置を明確にすべきである。</p>	

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
31	<p>兵庫県は、明石港東外港再開発事業を全面的に見直しており、見直し後のプランは来年度には発表されるものと推定されます。</p> <p>明石市は、来庁者及び公用車用平面駐車場は暫定案としていますが、暫定案でなく確定案でよいと思います。</p> <p>理由は、市の敷地内で県と一体的に開発したい事業プランを作成することが非現実的であるからです。</p> <p>また時機を逸すれば、立体駐車場の建設費用に対しては、市町村役場機能緊急保全事業が適用されないものと思います。</p> <p>市行政の仕事の作法として、確証がない場合は、口にしないのが賢明です。</p> <p>私は、県に対して再開発地区をデジタル開発推進拠点とする意見を提出しています。</p> <p>アミューズメントや観光は、淡路島には太刀打ちできないからです。</p>	<p>明石港東外港地区の再開発については、2022年4月に県知事と市長が直接協議を行い、現庁舎跡地を含めた一体的な開発に向けた協議・検討を行っていくことを確認しています。</p> <p>今後、県と引き続き連携を図りながら、現庁舎跡地と明石港東外港地区を含めたエリア全体での土地の利活用について検討していきます。</p> <p>なお、新庁舎整備に対する国の財政支援メニューである「市町村役場機能緊急保全事業」の適用期限が迫る中、市民会館については、庁舎と異なり一定の耐震性能を有していること、また、建て替えには50億円以上の工事費が必要(上記財政支援の対象外)となることから、今回の新庁舎整備とあわせて整備するのではなく、将来的な検討課題として、市役所新庁舎建設基本計画に位置づけています。</p>
32	<p>明石市は神戸市と姫路市の中間的位置にあることから、インバウンドの宿泊拠点として、明石港東外港地区に、ゲストハウスなど比較的安く泊まれるホテル等の設置を兵庫県に提案してはいかがでしょうか。</p>	
33	<p>本庁舎周辺を含めた「シティホールエリア」のあり方について、構想を明確にした上で全体構想を組み立てるべきではないか。</p> <p>一帯は明石海峡を望む一等地であり、広大な市有地を有する本庁舎エリアの利用について、市民会館や中崎小学校の将来計画も含めて、どのように位置づけ、整備・活用していくかの構想を踏まえて、本庁舎計画を位置付けるべきではないか？現在の計画の進め方は、本庁舎さえ建て替えればよいというその場しのぎの対応にしか見えない。</p> <p>市役所一帯を明石市の重要なシティホールエリアとして、長期的な構想を明確にするべきである。</p>	
34	<p>消防中崎分署の敷地について、公用車駐車場として利用するためには、新中崎分署を新庁舎供用開始前に完成させ、移転しなければならないが、市は市民に対して新中崎分署の建設場所に関する情報を一切提供していない。</p> <p>重要なのは、事前の情報提供だが、事が終わってからの言い訳に近い説明が多く行われている実態がある。</p> <p>中崎分署の移転計画が同じ轍を踏む可能性が高く、事前の情報提供の労を惜しめば、円滑な移転が出来なくなる恐れがある。そのことが原因で中崎分署の移転が遅れれば、新庁舎の駐車場不足が長期間続くことも想定される。中崎分署の移転計画を早期に公表すべきである。</p>	<p>新中崎分署棟の移転については、2019年度に策定した市役所新庁舎建設基本計画の中で整備場所の候補地を示しています。今後は、2023年度から設計を行い、2025年度に建設工事に着手、2027年度に供用開始及び現中崎分署棟の解体工事を予定しています。</p>



(3) 平面計画

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
35	平面計画のうち、1階～5階については、概ね良い配置であると考えます。	市民が使いやすい庁舎となるよう、引き続き検討していきます。
36	<p>執務室に関して、以下を提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は係単位で配置する。</li> <li>・電子決裁を徹底し、課長級以上のデスクは係の場所に近接して設けない(エリアを区分する)。</li> <li>・課長級以上の職員と所属職員との対話は、丸テーブル(立位)で行うことを原則とする。</li> <li>・文書の供覧は廃止する。供覧文書は一か所に保管し、閲覧が必要な職員が個別に閲覧する。</li> <li>・フロアに空きスペースが生じれば、対話用の丸テーブルを配置する。</li> <li>・中央通路と執務部分は低いロッカーを並べて区分する。</li> <li>・各エリアのデスク配置イメージを表示する。</li> </ul>	<p>新庁舎では、市民サービスの向上及び業務の効率性の観点から、組織や役職に合わせたレイアウト変更を行わないユニバーサルレイアウトを新たに導入し、職員・部署間の連携を図りやすくする計画であり、課長級職員の座席もその中で配置する予定です。</p> <p>また、文書量の削減・業務の効率化に向けて、決裁や供覧事務をペーパーレスで行う文書管理・電子決裁システムを今後導入する予定としており、現在準備を進めているところです。</p> <p>なお、執務室内や中央通路等には打合せ用スペースを適宜設置する計画としており、具体的な配置内容については、来年度の実施設計で決定します。</p>
37	<p>就職や雇用を取り巻く環境が変わっていく中、行政の最重要課題の一つは就労支援になってくる。新庁舎の供用開始までに対応すべき課題であるが、新庁舎内に就労支援室(※原文まま)を設けることを提案する。</p> <p>京都アニメーションや北新地での放火殺人事件の根底にあるのは貧困と孤立であり、行政はこのような悲惨な事件を続発させないことに真剣に取り組むべきである。</p>	<p>就労支援について、生活困窮者に対する自立支援を行っている生活福祉課は、引き続き、北庁舎(新庁舎集約対象外)で業務を行う予定としています。</p> <p>また、障害者への就労支援として、現庁舎内にある障害者作業所や障害者施設等によるパンやお弁当等の庁舎内販売については、新庁舎でも継続して設置・実施する予定としておりますが、新たに就労支援施設を設置する予定はありません。</p>
38	<p>市役所には、様々な相談窓口の電話番号が設定されているが、市民が自分の相談に適した番号を探さなければならず、インターネット検索ができない市民にとっては、目的の電話番号を探す作業は大変である。</p> <p>新庁舎の供用開始時には、AIが単なる電話交換だけでなく、相談先の窓口への取次ぎを処理することが可能になっている筈である。</p> <p>このことから、新庁舎にはAIによる電話交換室(コールセンター)を設置することを提案する。職員はAIによる取次ぎをモニターで監視し、間違いやトラブルが発生した場合に対応することになる。</p>	<p>現庁舎では、各部署直通の電話番号に加え、市役所代表の電話番号に着信した電話を必要に応じて各部署に取り次いでおり、新庁舎についても同様の運用を行う予定です。</p> <p>AIによる電話交換(相談先窓口への取次ぎ)が実現できるかどうかは現時点では不透明な状況ではありますが、新庁舎内の電話交換室の体制等については、他市の動向や民間企業によるシステムの開発状況等を確認しながら、引き続き検討していきます。</p>
39	<p>今後、多くの市政情報の伝達手段は、ケーブルテレビからインターネットにシフトする。例えば、大雨等による災害発生への注意を呼び掛ける情報は、インターネット放送スタジオから発することになる。感染症蔓延防止についても同様である。</p> <p>このことから、新庁舎には、音響、照明、録画及び編集の設備を整えたインターネット放送スタジオを設置することを提案する。</p> <p>市民への情報提供は、まちづくりの基となる重要な戦略と位置付ける必要がある。また、情報提供は、市政への市民参画を進める上で起点となる必須の要件である。</p>	<p>市政の情報発信の手段として、動画配信を行う機会が増えていくことが想定されることから、新庁舎では、必要なスペースや設備を確保する計画としています。</p> <p>詳細については来年度の実施設計で検討しますが、スペースの有効活用の観点から、新庁舎内の会議室を転用して使用することを想定しています。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
40	<p>平面計画について、来庁者用駐車場と建物の位置関係及び明石駅からの徒歩動線から、エントランスの位置を西側に寄せた方が望ましいと思われる。</p> <p>各階との関係もあるため、東西反転させるような形にした方が良いように思われます。</p>	<p>明石駅からの歩行者動線や明石港東外港との一体的な土地利用(駐車場位置の変更)を見据え、基本設計(案)では、建物西側がメインエントランスとなるよう、平面(配置)計画を変更します。</p>
41	<p>通常の集客施設は、メインエントランスを入った場所はロビーとし、待ち合わせや時間調整の場としている。新庁舎では、その位置に市民交流スペースを計画しており、意味が分からない。</p> <p>多くの来庁者が出入りする傍らに市民交流スペースを設置しても、どのような交流が果たせるのか疑問である。また、来庁者にとっても迷惑である。来庁者の中には、税金や保険料の延納や減免、家族の死亡、離婚、失業、介護等の生活上の困難な事情を抱えた人も多い。そのような人にとって、庁舎入口すぐの市民交流スペースに集って、和気あいあいとしている人達の光景はどのように目に映るかを想像するべきではないか。</p> <p>ただし、平日夜間や休日等には、ロビーを市民交流のために使用できることは当然であることから、1階の市民交流スペースはロビーとして使用し、常時の市民交流スペースは、6階南の多目的スペースに移すことを提案する。</p>	<p>新庁舎については、来庁者に明石らしさを感じてもらおうとともに、窓口混雑時にゆったりとした時間を過ごしてもらうため、1階に市民交流スペースとウェルカムゾーンを計画しています。</p> <p>なお、生活上の困難な事情を抱えた方が来庁された場合は、窓口横に設置する相談室(個室)で対応する計画としています。</p> <p>市民交流スペースとウェルカムゾーンの具体的な内容及び6階の多目的スペースとの機能分担については、来年度の実施設計で引き続き検討していきます。</p>
42	<p>現庁舎内の福祉コンビニは、多くの来庁者の動線に接しているが、新庁舎では、福祉コンビニは2階の東北隅に設置する計画となっており、来庁者の動線から完全に外れている。</p> <p>また、平日夜間や休日等の閉庁時の市民利用を想定しながら、その時間帯に、福祉コンビニを利用することができない。</p> <p>障害を持つ就労者の収入確保のため、営業収益を上げる視点が欠かせないことから、福祉コンビニの位置を1階のウェルカムゾーンへ移し、福祉コンビニが外から容易に見えるよう、大きな窓を取り付けることを提案する。</p>	<p>庁舎内に設置するコンビニエンスストアについては、あくまで付加(サービス)機能と考えており、配置場所については、市役所本来の機能を優先した上で計画しています。</p> <p>また、新庁舎は、2階についても多くの来庁者が利用する窓口フロアとする予定であり、福祉コンビニの位置を案内サインなどでわかりやすく誘導する計画です。</p> <p>なお、現庁舎(本庁舎2階)の福祉コンビニは、閉庁時は休業しており、近隣(国道28号北側)にもコンビニエンスストアが立地している点も踏まえ、新庁舎の閉庁時は、自動販売機や食堂(運営業者と調整して決定)の活用を検討しています。</p>
43	<p>コンビニが2階に計画されていますが、市民が使うのなら絶対に1階に移転すべきです。他の建物や施設でも2階にコンビニを設置している例は見ることがありません。</p> <p>2階に直結する連絡通路があるわけでもないし、わざわざ2階に行かなければいけないので、とても不便です。庁舎への入り口は1階です。なぜ2階なのでしょう？市民にきちんと説明をお願いします。建物が完成した後に困るのは、市役所を利用する市民です。</p>	
44	<p>担当窓口の配置がまだよくわからないので何とも言えませんが、コンビニについては2階の奥よりも1階がいいのではないかと思います。現在の福祉コンビニも入り口のところなので活用しやすいからです。</p>	

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
45	<p>議会の将来的なあり方に対する議論がないまま、議会フロアの位置だけの議論で右往左往し、本来の「市民に開かれた議会」のあり方を検討し、計画に反映する作業が不十分である。</p>	<p>来年度の実施設計においても、議会や市民と意見交換を行いながら、より多くの市民にとって開かれた議会となるよう引き続き検討していきます。なお、議場については、車いす利用者でも利用できる傍聴スペースや難聴者へ配慮した設備の設置等、誰もが利用しやすい議場となるよう計画します。</p>
46	<p>明石市の議員数を調べましたが、議員が利用するスペースが広すぎます。特に議長は1人なのに議長室があまりにも広すぎます。議員は私たち市民の代表ですが、毎日市役所に出勤しているわけではないと思います。本当にこんなにスペースが必要ですか？もっとスペースを狭くし、市民が利用できるスペースや職員の仕事のスペースを確保する設計変更をお願いします。</p>	<p>議長室を含む議会関連諸室については、現状と同程度の規模で計画していますが、来年度の実施設計において、関係部局や議会と協議の上、決定していきます。</p>
47	<p>市民のイベント等がある場合、議会本会議室(※原文まま)を男女別の更衣室又は荷物置場として活用すればよい。</p>	<p>6階の議場については、議会閉会時に市民開放する予定としており、具体的な条件や用途等については、来年度の実施設計で関係部局や議会と協議の上検討していきます。なお、5階の大会議室については、市民開放の予定はありません。</p>
48	<p>6階の議場前にスペースを設ける目的は、議場を用いたイベント開催時や災害発生時に一時避難場所として人の溜り場が必要なためである。したがって、ここには机や椅子等の物を置かないのが基本である。このスペースの名称を多目的スペースとするのは誤解を生じることになるため、ロビーとして使用(名称変更)することを提案する。</p>	<p>6階多目的スペースについては、議会開催時はロビーとして使用しますが、その他の期間については、市民作品の展示や特設(臨時)窓口など、様々な用途での使用を想定していることから、名称を多目的スペースとしています。</p>
49	<p>議場を使用して多人数が参加する催しの場合、トイレ利用者が増えて便器数が不足し、トイレの前に列ができる。したがって、6階北東の後退部分を拡張して女性用トイレを設置し、現状の男女別トイレは一体化して男性用トイレを設置することを提案する。男女のトイレの位置を離して、利用者に不便や迷惑をかけず快適にトイレを利用していただく気配りが必要である。</p>	<p>議会閉会時の議場の市民利用の条件等については、来年度の実施設計で関係部局や議会と協議の上、検討していく予定であり、検討内容を踏まえながら、トイレの器具数や6階西側トイレの夜間・休日開放についてもあわせて検討していきます。</p>
50	<p>ドローンの機能が急速に進化しており、かなりの重量物を運ぶことができるようになった。新庁舎の供用開始時には、人を運ぶドローンが実用化されていることは間違いない。このことから、屋上にドローンの発着場を設けることを提案する。災害時に道路の渋滞や不通が生じても医薬品や救命機材などの緊急輸送が可能になる。発着場には、充電設備や交換用電池倉庫、6階から屋上に通じる階段が必要であり、階段は火災発生時の避難階段にもなる。</p>	<p>ドローンについては、道路事情に関係なく物資を輸送できるなど、将来的には活用の方が広がることが予想されます。しかしながら、現時点では、人を乗せるドローン(空飛ぶクルマ)について、発着場の設置条件(面積・設備等)も示されておらず、検討が難しい状況です。屋上については、環境負荷を低減するため、太陽光パネルの設置や屋上緑化等を行うほか、その他設備機器の設置スペースとして利用する計画です。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
51	<p>消防法では二方向の避難経路の確保が必要とされているが、6階についてはセキュリティラインを設けているため、避難経路が西側(※原文まま)の一方だけになっている。</p> <p>そこで、6階については、セキュリティラインを取り消し、西側の階段及びエレベーターへ移動できる設計に改める。</p> <p>同様に、1階から5階についても、執務室等内に侵入できなくするため、東西両側の階段及びエレベーター室への出入り口に、セキュリティ・シャッターを設置する。</p>	<p>セキュリティラインの表示については、通常の使用時におけるセキュリティ位置を示しており、災害時には、避難動線上にあるセキュリティライン(施錠された扉)は、自動火災報知設備等と連動して開錠されるため、二方向の避難経路は確保できる計画としています。</p> <p>なお、新庁舎ではすべてのフロアについて、セキュリティラインを設定する計画としています。</p>
52	<p>議場の開放利用が本計画での一つのポイントとなっていますが、6階のセキュリティラインを議場と多目的スペース、食堂、展望テラスに限定してはどうか。</p> <p>開放エリアを増やし過ぎると、休日・夜間の管理上、6階への管理人員の配置が必要となり、ランニングコストに大きな影響を与えるものと推察します。</p>	<p>議場は議会閉会時に市民開放を行う計画としており、会議室についても一部市民開放し、平日夜間や休日に市民活動等に利用できる計画としています。</p> <p>なお、市民に開放するエリアと開放しないエリアの境界は、扉やパイプシャッター等を用いて区画することでセキュリティを確保する計画としており、区画位置等については、来年度の実設計で引き続き検討していきます。</p>
53	<p>6階のセキュリティラインの外に、議場や会議室理事者控室が含まれるのは、管理上好ましくないように思われます。</p>	
54	<p>新庁舎や隣接する明石港周辺には、多くの方が訪れることが予想されます。</p> <p>「美しい明石」街や海をきれいに保つためにも、新庁舎及び明石港周辺に、路上ゴミたばこ吸殻対策として、喫煙場所の設置が必要だと思えます。</p> <p>受動喫煙防止の観点からも必要であり、たばこを吸う人・吸わない人のお互いにとって良い場所になるよう、喫煙場所の設置をお願いします。</p>	<p>市役所等の行政機関の庁舎においては、原則敷地内禁煙が定められていることから、現在、明石市役所においても敷地内禁煙としているところですが、新庁舎においては、今後、適切な分煙対策等を十分考慮した上で、来庁者の喫煙場所の確保について検討していきます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
55	<p>新庁舎竣工時までにはデジタル機器は飛躍的に進歩しているはずであることから、以下を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執務エリアと窓口エリアはフロアを別にし、両エリアはオンラインで互いにモニタリングする。</li> <li>・窓口業務は窓口アシスタントチームが担当し、その対応が困難な場合には、執務エリアの職員が、ディスプレイを通じて、窓口の来庁者に対応する。</li> <li>・新庁舎の窓口では、利用者がディスプレイに「住民票」と言えば、住民票発行画面が表示され、その後、音声及びタッチ入力で、目的の住民票発行券が出力される。次に、住民票発行券を自動発行機に読み取らせ、手数料を投入すれば、住民票がプリントアウトされる。住民票以外の諸証明も、窓口を移動することなく、同じ操作で可能とする。</li> <li>・相談を必要としない諸届出については、利用者のディスプレイへの音声又はタッチ入力によって処理し、簡単な質問や確認を必要とする場合には、AIが利用者の音声内容を判断して回答する。</li> <li>・届出に関連する、その他の必要な届出については、ディスプレイで案内し、案内文書を出力する。</li> <li>・その他の届出については、他の窓口へ移動することなく、同じディスプレイで操作する。ディスプレイは、諸証明及び諸届出兼用である。</li> <li>・操作が困難な利用者を窓口アシスタントが支援又は代行する。</li> </ul>	<p>新庁舎では、市民が訪れやすい1・2階に市民利用の多い窓口機能を集約し、市民サービスの向上につなげる計画としています。</p> <p>現庁舎の窓口は、カウンター間の仕切りが小さく、来庁者の相談内容が筒抜けになるなどの課題があることから、新庁舎では、来庁者のプライバシー確保のため、相談室(個室)を設置するとともに、窓口にも、仕切りやプライバシーにより配慮できるL字ブースのカウンターを設置する計画にしています。</p> <p>また、必要に応じて中央通路内に設置するソファ等で対応を行うことも予定しているほか、市役所の業務は、各窓口(担当業務)によって繁忙期が異なることから、窓口(カウンター)の数を繁忙期に応じて変更できる計画とする予定です。</p> <p>なお、市役所には、デジタル機器の利用が苦手な方やオンライン申請が難しい方、どのような手続きをすれば良いかわからない方の来庁が予想されることから、ディスプレイを通じてではなく、対面による対応を想定しており、職員が直接対応することで、来庁者の利便性・満足度の向上につながると考えます。</p> <p>市役所の窓口において、AIによる対面サービスが実現できるかどうかは、現時点では不透明な状況です。</p> <p>来庁者に対して正確かつスムーズにサービスを提供できるよう、テレビ電話システム等を活用した相談体制の充実を含め、具体的な窓口サービスのあり方については、民間企業によるデジタル機器の開発状況等も踏まえながら、実施設計とあわせて今後検討してまいります。</p>
56	<p>高齢者・子ども・障害者・生活困窮者等に対する伴走型の包括的支援を行うための相談業務を充実させなければならないことから、以下を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修正版のブース付きカウンターの設置は当を得ているが、カウンターの総延長をさらに長くすべきである。また、ブースを横方向への可動式にして多人数での相談に対応し、カウンターが込み合っていないければ隣接を避けて使用する。これらの対策により、相談室の不足をカバーできる。修正版の相談室数は少なすぎる。</li> <li>・ブース付きカウンターにテレビ会議機能付きのディスプレイを設置し、来庁者と新庁舎内外の職員(例:保健所、社会福祉協議会等)の対面対話(総合相談)を可能にする。</li> </ul>	

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
57	<p>2階は窓口執務室となっているが、窓口業務のほとんどは1階フロアで対応が可能である。1階では対応が難しい来庁者は少数であり、ブース付きカウンターはそれほど必要としない。むしろ、応接用の丸テーブルを中央通路に並べる方が効果的である。</p> <p>2階フロアに来られた方は丸テーブルに案内して、そこで待ってもらい、職員が当該丸テーブルに足を運び、相談に応じる。当該丸テーブルを職員間の打ち合わせに使用することで、稼働率を高めることができる。</p> <p>ブース付きカウンターや待合用椅子を設置していても、そこに誰もいなくて閑散としている状況は、税金の無駄遣いの象徴のように見える。</p> <p>2階フロアは、窓口業務に関連する内部業務用の執務室とする。</p>	同上
58	<p>新庁舎では、届出・証明・案内及び簡易な相談について、ワンストップサービスの提供を目標とし、総合窓口において実施することを提案する。</p> <p>修正版では、窓口で端末機のエリアが記載されておらず、職員による対面サービスを不可欠として想定しているが、5年先には人に代わってAIによる対面サービスが普及している。修正版の視点は余りにも現状維持ではないか。</p> <p>AI・ICTを活用した対面サービスの特徴は、利用者が移動することなく、遠隔地や他の部署も含め、どの職員とも対面できることである。</p> <p>相当以前から、総合窓口の必要性が唱えられてきたが、最大の障害は総合窓口に必要な人材の確保であった。AI・ICTの活用により、その障害を乗り越えることができる状況に至っている。AIの進化は、利用者の音声入力を実現し、AIの学習能力により蓄積された情報の出力(音声・表示・印刷)をより正確にしていく。</p> <p>残念なことに、修正版には、ワンストップサービスの提供に欠かせない総合窓口の記載がない。ワンストップサービスという用語さえ見当たらない。</p>	
59	<p>マイナンバーカードを提示して手続きを行うコーナーについて、パスワードは個人情報であるため、自力での入力を求められます。新庁舎では、キーボード入力が可能で、イヤホンによる音声で確認のできるデバイスを用意してください。</p>	

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
60	<p>窓口機能の考え方に、オンライン申請ができない人(デジタルデバインド対策)についての記載がない。</p> <p>基本構想では、窓口サービス拠点を「ミニあかし」として、「市役所と各地域拠点ICTで繋ぎ、詳細な問い合わせにも分かりやすく対応」と記載していた。この「ミニあかし」が実現すれば、オンライン申請ができない人は市役所(本庁舎)まで行かなくてよい。しかし、修正版には、この「ミニあかし」についての記載がない。</p> <p>このことから、以下の対応を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンやスマホを持たない、操作できない市民は、小学校区コミセンのパソコンを利用して、コミセン職員のサポートを受けながら、証明や資料の印刷、申請、テレビ電話機能の活用による本庁舎職員との相談を可能とする。小学校区コミセンは、デジタル総合窓口として整備すべきである。</li> <li>・また、地域総合支援センターをデジタル総合窓口として機能強化していけば、市民センターとの違いはほとんどなくなる。むしろ、地域における共生社会の実現のための機能としては、地域総合支援センターが市民センターを上回る。</li> <li>・マイナカードの申請手続が自治体が指定する郵便局でも可能になる。郵便局と自治体とをオンラインでつなぎ、郵便局に申請に来た住民の顔を映すなどして、自治体職員が本人確認をリモートで行う。カードは郵送し、住民は申請から交付まで市役所に足を運ばなくてもよくなる。明石市においては、この郵便局を小学校区コミセンに置き換えれば、もっと多くの分野の窓口サービスを提供することができる。小学校区コミセンを活用した行政サービスは、新市庁舎の供用開始を待つまでもなく開始すべきである。</li> <li>・来年度の詳細設計に併行して、明石市デジタル総合窓口整備方針を策定して、本庁舎と地域拠点(市民センター、地域総合支援センター、小学校区コミセン)のデジタル総合窓口機能のトータルシステムを記載する。この取り組みを基本設計で示しておく。</li> </ul>	<p>オンライン申請ができない市民のために、市役所や市民センターの窓口があり、現在も来庁者の相談を受けながら必要な手続きに対応しています。新庁舎においては、市役所に行かなくても手続きできるが増えるよう、テレビ電話システムの導入について、現在検討しているところであり、今後、設置時期や設置場所などを含め、導入についての検討を進めていきます。</p>
61	<p>窓口機能について、「移動しなくてよい窓口」が対象とするのはライフイベントとなっているが、市民が住民票と所得証明書の交付を受けるためには移動が必要となる。これでは、現庁舎と新庁舎の違いは移動距離の長短だけではないか。</p> <p>同様に、「書かなくてよい窓口」が対象とするのもライフイベントとなっているが、個別に申請する所得証明書については手書きすることになる。書かなくてもよい対象をライフイベントに限定する理由はないのではないか。</p>	<p>証明書の発行について、他市において発行業務を一つの窓口を集約している事例もあることから、証明書発行業務のあり方については、引き続き検討します。</p> <p>また、庁舎内を「移動しなくてよい窓口」や申請書を「書かなくてよい窓口」について、基本設計(素案)修正版では、特に来庁者の負担が大きいと考えられる複数窓口での手続きが必要となるライフイベント(転入、おくやみ等)を一例として挙げていますが、必要なシステムの導入費用等を踏まえながら、導入部署(窓口)等について、引き続き検討していきます。</p>

(4) 立面・断面計画

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
62	1・2階フロアの外壁素材がガラスとなっていますが、維持管理コストを考えると、ALCのようなコンクリート素材の方が有利であると思われます。例えば、1・2階の腰壁部分については素材を変更するなど、今後の詳細設計や実施段階において、コスト見合いで検討してはいかがでしょうか。	1・2階の低層部については、来庁者が入りやすい雰囲気を作るため、ガラスを多く用いて開放感のある外観とする計画としています。材料選定については、維持管理コストを含めたライフサイクルコストや意匠性、また、省エネルギー性能などを総合的に検討の上、来年度の実施設計において選定していきます。
63	外装は全面ガラスとなっていますが、バルコニーの出幅が1m程度となっており、省エネの観点や3階以上の執務室の使い勝手から、もう少し壁があっても良いように思われます。	
64	伊丹市新庁舎の外観は敷地面積も広く、大きく見栄えのする立派な物でした。また、内部も明るく採光にも工夫しているように思われました。夜盲症の場合、内部に薄暗いところがあれば動きにくくなることがありますが、そういうところはありませんでしたので参考にしてください。	新庁舎においては、自然光と照明光を適切に組み合わせることで、様々な来庁者に配慮し、薄暗い印象を与えない照明計画を検討していきます。
65	窓の大きさや高さに工夫をこらし、直射日光が入らず、なおかつ明るい空間を設計してください。明るすぎるとまぶしいですし、眼にもよくありません。逆に暗すぎると、夜盲症状のある方は暗すぎて身動きがとれません。LED照明などどうまく組み合わせ、やわらかい光の空間を実現してください。	
66	建物の最高高さが32.5mとなっていますが、少しずつ削って、31mを超えないようにできるのではないかと思います。	新庁舎の最高高さは32.5mとなっていますが、各階の階高は適切な高さ設定を行うことで経済性に配慮し、非常用エレベーターが不要となる高さ(6階の床面までの高さ)と屋上階の床面までの高さの中間の高さが31mを超えない計画)で計画しています。

(5) ユニバーサルデザイン計画

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
67	正面玄関に誘導チャイムを設置してください。従来の「キンコン」という音が耳障りであれば、「鳥のさえずり」のようなソフトな音響もあるので、どのような音響が望ましいのかをご検討ください。	メインエントランスやトイレ等については、視覚障害者のための音声案内設備の設置が必要と考えており、誰もが利用しやすい庁舎の実現に向けて、障害者団体(当事者)と継続的に意見交換を行いながら、設置場所や機能について検討していきます。
68	弱視者の見え方は一人ひとり異なりますが、内装についてはなるべくコントラストのはっきりとした配色にしてください。床面や壁、天井、デスク、受付等について、調和のとれた、境目がはっきりとわかるようなデザインをお願いします。	新庁舎に用いる什器や備品、仕上の色については、明度差を明確にするなど、弱視者にも配慮した配色で計画し、障害者団体(当事者)と意見交換を行いながら検討します。
69	高齢者や障害者にとって、つかまる所があると安心です。転倒の危険を避けて、空きスペースで休憩することもできます。トイレのみならず、廊下やホールの片隅に手すりを確保してください。	手すりの設置場所については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「兵庫県福祉のまちづくり条例」を基準とするとともに、障害者団体(当事者)と継続的に意見交換を行いながら、今後検討します。



No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
70	エスカレーターは、人混みが滞留しないためには有効な昇降手段である。しかし、新庁舎では1階から2階へ向かう人混みは生じない。エスカレーターの利用者は非常にまばらである。エスカレーターを稼働させるのはSDGs推進や二酸化炭素排出量削減に反する電気の浪費である。また、車椅子使用者、高齢者、幼児及び妊婦等にとって安全な昇降手段ではない。1階から2階への移動は、エレベーターで十分である。	エスカレーターについては、窓口フロアである1・2階の移動を来庁者に負担なくスムーズに行ってもらうとともに、エレベーターを必要とする方が利用しやすくなる(来庁者がエレベーターに集中しない)ことを目的に設置する計画としています。また、人感センサー付きのエスカレーターにすることで、不要な稼働(電力消費)を回避できると考えており、来年度の実施設計段階で、詳細を検討していきます。
71	西側エレベーターの2基のうち1基は少し大きいが、救急搬送用のストレッチャーを乗せる大きさにしてはどうか。また、1階エレベーター前に、急病者・負傷者が応急手当や待機ができる部屋を確保してはどうか。	エレベーターについては、来庁者等に体調不良者が発生した場合に対応するため、西側エレベーター(基本設計(案)では東側エレベーター)のうち1基をストレッチャー対応とする計画にしています。なお、市役所内で急病者・負傷者が発生した場合は、現在も速やかに救急に対応を依頼するとともに、救急隊到着までは、近くのソファ等で保健師等が対応(応急処置等)を行っており、新庁舎でも同様の運用を予定しています。
72	建物の広さに比べ、エレベーターの数が少ないです。エスカレーターもありますが、1・2階を繋ぐのみです。高層階に行く場合は多くの人エレベーターを使います。障害者の人もエレベーターを使うので乗り降りに時間がかかるでしょうし、市職員も使うでしょう。待ち時間が多くなると市民の不満も増します。完成後に市民からの苦情が多くなるのは目に見えています。台数を増やす設計変更が必要です。	新庁舎のエレベーターについては、15人乗りを3基、17人乗りを1基、30人乗りを1基の合計5基設置する予定としており、台数・定員・速度等の仕様の決定に当たっては、交通計算を実施した上で検討するなど、来庁者の待ち時間が長くないよう適切に計画しています。なお、エレベーターのうち1基は、ベビーカーや車いす利用者等の優先エレベーターとする計画です。
73	1～2階は主に窓口業務として、多数の市民が利用することとなるため、エスカレーターがあるのは良いことですが、車いすやベビーカー利用者にとっては、エレベーターが必須となるので、エスカレーターの横に、1～2階専用のエレベーターを設置することが望ましいと思われれます。	
74	一般的なエレベーターに加えて、車いすでも利用しやすいエレベーターが設置されることは大変うれしく思います。視覚障害者やろうあの方にもわかりやすくなるよう期待しています。提案として、エレベーターのボタンを大きくすると、より使いやすいのではないかと思います。	エレベーターは多くの市民が利用することから、さまざま配慮が必要な設備だと考えています。視覚障害者や聴覚障害者など、様々な来庁者に配慮した計画となるよう、詳細な設備・機能等については、障害者団体(当事者)と継続的に意見交換を行いながら、来年度の実施設計において検討していきます。
75	伊丹市新庁舎のエレベーターのボタンには、各階の数字に大きく点字も付いていますが、数字の凸字がボタンの左上隅にあり、知らないで見逃してしまうので、ボタン中央の数字が凸字になっている方が良いと思いました。また、聴覚障害者への対応として、ランプの点滅によるドアの開閉の警告もありました。	

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
76	<p>サイン計画について、近年、スタイリッシュなデザインで小さいサイズのサインを良く目にしますが、万人が利用する庁舎ではふさわしくないと考えます。</p> <p>将来的に庁内が掲示物だらけになり、結果的に「何が」「どこに」あるのかよくわからなくなってしまうような事態は避けて頂きたいです。</p>	<p>サインについては、デザインよりも分かりやすさを優先して考え、他市新庁舎への視察結果や職員意見等を踏まえながら、初めて来庁した人や高齢者、外国人など、すべての人に分かりやすいサインを今後検討していきます。</p>
77	<p>視覚障害者に対する点字ブロックなどの内容が見当たりませんが、動線には点字ブロックを設置されますか。可能なら白杖に反応して案内する機能も付加していただくと用しやすいと思います。</p>	<p>新庁舎では、視覚障害者の安全な移動を確保するため、各種基準に基づき、建物内外に視覚障害者誘導ブロックを設置する計画としており、基本設計(案)のP.7ユニバーサルデザイン計画内に誘導(点字)ブロックの敷設や音声案内設備等の設置に関する記述を追記します。</p>
78	<p>伊丹市新庁舎の点字ブロックは、車椅子ユーザーと視覚障害者が譲り合った高さで色も違和感なく、納得できる物でした。</p> <p>また、点字ブロックの分岐にある警告ブロックのセンサーが、白杖につけた磁気に反応して音声案内が流れるようになっており、鳴りっぱなしでうるさいということもありませんでした。</p> <p>これ以外にも「コード化点字ブロック」、「NaviLens」など、年々進歩する視覚障害者向け誘導スマホアプリやQRコード等による音声案内も検討してほしいと思います。</p>	<p>誘導ブロックの設置場所や機能、色等の詳細については、障害者団体(当事者)と継続的に意見交換を行いながら、今後検討します。</p>
79	<p>主なバス停や主要な道路からの誘導ブロックの敷設をお願いします。</p> <p>庁舎内にも、車いすの方の障害にならない程度の、「高さの低い」誘導ブロックを敷設していただきたいと考えます。屋内の誘導ブロックは、床面の色調と同化しない配色で見やすいものが望ましいです。コントラストを明確にすることで、弱視者にとっても使いやすいものとなります。</p> <p>また、警告ブロックについて、エレベーター前やエスカレーター前、トイレ前など、注意喚起を要する場所への適切な敷設をお願いします。</p>	
80	<p>①コード化点字ブロックの導入 ②ナビレンスの導入 ③QRコードによる情報提供</p> <p>これらは、スマートフォンがあれば、視覚障害者も十分に使いこなすことができ、館内での移動や案内情報を取得するのに大変役立ちます。</p>	
81	<p>伊丹市新庁舎では、建物の東西端にある男性用トイレについて、当初、手洗い場と小便器の位置が東西で逆になっていたが、最終的に統一し、同じ側に設置してありました。こうすることで全盲の人が迷わなくてすむと思います。</p> <p>また、トイレに入るとセンサーにより音声案内が流れ、ボタンを押せば止まるようになっていたと説明を受けました。</p> <p>トイレの個室には非常ベルのボタンだけでなく、床に倒れたときのため、呼び出しベルが鳴るひもも付いています。</p>	<p>トイレの器具の配置や設置する機能等の詳細については、障害者団体(当事者)と継続的に意見交換を行いながら、来年度の実施設計において検討していきます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
82	広め・多機能トイレについて、あまり通路が広くなく、2回曲がらないと辿り着けない配置となっています。レイアウトを再考して、入りやすい位置に設置された方が良いように思われます。	トイレについては、新庁舎の中でも特に多くの市民が利用する1・2・6階に、性別等に関わらず、すべての人が利用できる広めトイレを設置するとともに、各階2か所に車いす利用者や身体障害者にも使いやすい多機能トイレを設置します。 トイレの配置については、待合ロビーや多目的スペースから通路を経由した場所に計画することで、LGBTQ+の当事者など、様々な人が人目を気にせず利用できるよう配慮した計画としています。

(6) 防災・構造計画

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
83	<p>①明石市ハザードマップで、0.5～3.0mの洪水浸水想定区域、高潮浸水予測区域で取り囲まれているが、新庁舎整備場所は高潮浸水想定区域でないか。</p> <p>また、南海トラフ巨大地震（最大震度6強・30年以内の発生確率70～80%）でも安全なのか？基礎地盤構造をふまえて詳しく説明して欲しい。</p> <p>②本来の自然堤防（マツ林が生えている所、国道28号線）の所より海岸側</p> <p>③南市役所庁舎南（※原文まま）の護岸が動いている（側溝に支え棒を入れている）</p> <p>④大蔵海岸にみられる砂の流坊</p> <p>⑤「明石の自然」という本の記入では、「JR明石川鉄橋あたりの20mから30m下から貝の化石が、藤江海岸では4から8m下からはヤナギやクルミの等の植物化石がでてきた。」</p> <p>⑥水利組合の歴史についての講演で、八木水利組合長が、「今でも海岸が侵食されている。田圃1枚無くなっている。しかし、堤防で止まっているかな？」と説明。</p> <p>⑦明石公園が出来たとき、明石公園の掘に水を入れると水が引いてしまいぬけてしまって、水を貯めるためにゴムシートをわざわざ敷いている。</p> <p>⑧平成7年の兵庫県南部地震で災害復旧した記念碑、そこは「砂池」というため池のほり。</p> <p>⑨明石川上流の神戸市と明石市の境界の土取り場になりますが、カットされた断面が砂地と粘土だけの絶壁で、最大40mはあろうかと思われる基岩のみ見られないハッパ（※原文まま）も使用せずに簡単に土がとれる凄いカット壁面。しかし、その下の林には砂が流れている。これは、下部垂層群明石累層（鮮新世から前期更新世にわたって堆積した可能性がある）でないか。明石海峡大橋の橋脚も舞子側の方は基盤岩がないのではないですか？</p> <p>⑩気候変動の温暖化でどれだけ海水面が上がるのか？兵庫県南部地震の翌日、神戸の和田岬あたりの護岸の堤防がずり落ちていたのを見た。</p> <p>⑪2020年12月16日新庁舎整備検討特別委員会で、市議会議員が災害復旧時の市役所職員等の動線をしっかりと示してくれと依頼していましたが、アンダーパスの橋や国道28号道路地面よりも高くなっている橋。一貫性がないのでないですか？中崎橋のポーリング調査実施結果はどうなったのか？災害時も中崎橋は安全に通行できるのか？明石駅周辺や大蔵海岸、明石港ゾーンなど広域的な観点からの動線も考えて欲しい。</p>	<p>新庁舎整備場所（現庁舎敷地）は、明石市ハザードマップにおいて、高潮浸水想定区域内として示されていることから、新庁舎1階床レベルをTP+4.4mに設定するなど、水害発生時にも庁舎としての機能を維持し、継続的に活動できるよう計画しています。</p> <p>また、新庁舎の耐震性については、六甲・淡路島断層帯地震（最大震度7）や南海トラフ巨大地震（最大震度6強）が発生した場合でも、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標に構造設計を行っており、基本設計（案）には、ポーリング調査結果等を追記します。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>⑫播磨灘は盆状地形となっていて、海峡部を除けば灘中央部水深が最も深く、約40mである。水深20m以浅の海域は北部沿岸に沿って広がっている。底質は灘中央部から南部にかけてと北部沿岸に粘土シルトの海底が広がっており、明石海峡周辺と備讃瀬戸周辺は砂質主体の海底である。(神戸新聞明石総集総局編、1989)。また、瀬戸内海の西から東への海水の入れ替わりは、藤原(1983)によると瀬戸内海の海水の90%は1.4年で外海水と交換する、播磨灘は瀬戸内海平均よりも交換時間は長く1.8倍である。南二見人工島(出来て)海底の土砂の蓄積が変わり、明石港沿岸は海流も変わり侵食されやすくなってないか？明石の農地が減り住宅地面積の方が多くなった。北播磨の南部林地等には赤黄色土土壌が広がっている。明石川上水道の水利権もなくなるとか？地下水がますます少なくなってくるのでは？</p> <p>⑬兵庫南芦屋浜地区の防潮堤は中壁5.7m、後壁は6.8mとなっているが、明石市庁舎ではTP4.4mで十分なのですか？</p> <p>⑭(福知山市の造成地の販売をめぐる説明義務違反)ハザードマップの内容を説明するだけでなく、浸水被害が発生可能性などに関する情報を開示し、説明する義務を負っていた。(京都地裁2020年6月17日住民勝訴) 開発禁止・安全対策へ法改正2020年9月施行「都市再生特別措置法」などを改正 イエロゾーン(洪水や津波の浸水想定区域、土砂災害警戒区域など、災害発生時に人命に危険が及ぶ区域。)レッドゾーン(イエロゾーンよりリスクが高く、建物が壊れ、人命に著しい危険が生じる恐れのある区域)「防災指針」の作成を新たに市町村に求めた。：朝日新聞 明石市庁舎は、マツが生えている自然堤防の外で人工造成地であり、前面の明石海峡は海食崖になっている。本来の海に造成された地質(陸上デルタ)は、海水分((比重1の分、減少する))が重量で軽くなり、滑りやすい。</p> <p>⑮平成9年「地形地質調査報告書」(明石市発行)の「明石東部～神戸西部地域の大阪層群」参照。 地質構造：本地域の大阪層群の地質構造は、分布地域の登園部にあたる高塚山付近を南北に走る高塚山断層・撓(たわむ)曲(藤田・笠間、1983)に沿う地域以外は、西ないし南西方向に緩く傾斜している。高塚山断層・撓曲に沿って、大阪層群の地層は、約500mの幅にわたって西方に急傾斜し、春日台火山灰層・長坂火山灰層の等高線は、やや緩やかにその走行方向を変化させていて、緩やかな盆状あるいは褶曲状の構造を示している。これらの軸は、北東―南西方向に延び、南北性の高塚山断層と斜交する。本地域の大阪層群は積算層厚230mの砂礫層が顕著な上に、完新世沖積層(海成粘土層を含む、砂礫・砂層)の上に埋め立てられている市庁舎である。 市庁舎の位置は、「兵庫県南部地震の前後における淡路・六甲地域の基準点の水平変位の概要」によれば、明石市東部周辺の変動が80cmで最大値になっている近郊の60cmの所に位置している。どうして、市庁舎付近が水平変位(最大値ヒズミ)の山の頂上の近郊)になっているのか。揺れても大丈夫である説明をして下さい。</p>	<p>同上</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
84	<p>地下の免震装置は、常時雨水に浸り(雨水利用でタンク代用のため)、災害時は海水に浸るレベルであるが、海水による防錆腐食対策はどんなものか、排水装置は？散水栓からの海水浸水対策は？</p> <p>また、浸水後12時間でTP+3.5mまで水が引くとあるが本当か？(東北大震災で何日も浸水、外周道路、外構物がズタズタになるったが対策は？)庁舎への浸水防止対策が無いようだが、良いのか？</p>	<p>新庁舎地下に設置する免震層に流入した雨水については、免震層に設置する雨水側溝から雨水貯留槽に貯留(又は釜場に排水後ポンプアップ)し、散水等に利用する計画としており、通常時に免震装置は浸水することはありません。</p> <p>津波や高潮等の水害により免震装置が浸水した場合は、排水ポンプなどで排水し、排水後に清掃等のメンテナンスを行う計画としており、免震装置自体についても、防錆対策として鉄部材が外部に露出しない材料を検討しています。</p> <p>なお、庁舎の浸水対策として、1階床レベルを想定し得る最大規模の高潮による水害を考慮して、TP+4.4mに設定しています。</p>
85	<p>余計な室内構築物は不要、単純構造が良い。地震で室内物品が散乱し、避難者の支障になる。計算上どこまでの震度(マグニチュード)に耐えられるのか？</p>	<p>新庁舎は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、最高水準(1類)の安全性を確保する計画としており、六甲・淡路島断層帯地震(最大震度7)や南海トラフ巨大地震(最大震度6強)が発生した場合でも、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とした構造設計を行っています。</p>
86	<p>「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準」に基づく最高水準(1類)の安全性とは？具体的な工事とはどのようなものなのか？</p>	<p>具体的には、新庁舎は免震構造を採用し、地震時の建物の揺れを軽減することで、建物内の什器備品の転倒リスクを低下させるとともに、什器備品については設置時に転倒対策を講じる計画としています。</p>
87	<p>新庁舎内において火災が発生した際に、酸欠又は有毒ガスによる死傷者が生じないよう、東面のメンテナンスバルコニーの幅を3mとすることを提案する。</p> <p>当該バルコニーへの移動は、エレベーター前通路の東詰に設ける非常出口を使用する。地上に降下するための非常階段又は避難器具を当該バルコニーに設置する。</p>	<p>新庁舎では、適切な排煙対策を講じ、火災発生時の避難にも問題が生じない計画とします。</p> <p>また、東西に階段を設置し、各居室からの二方向避難を確保しているため、階段を利用できない等の緊急時のみ、バルコニーに設置した避難器具から避難する計画としています。</p> <p>バルコニーの有効幅員や設置する避難器具の種類等の詳細については、来年度の実施設計で検討していきます。</p>
88	<p>防災面のバックアップ対策が作り込まれている点は評価すべきと考えます。</p> <p>機械室、サーバールームなどが上層階に計画されているので、津波や地震時においても安心であると考えます。</p>	<p>「市民の安全・安心を支える庁舎」を目指し、防災計画について、引き続き検討していきます。</p>
89	<p>高潮・津波への対策及び災害対策拠点として、庁舎の昇降機設備には、災害に強い機器の導入が不可欠ではないかと考えます。</p> <p>具体的には、昇降機の主要機器である巻上機・制御盤が上部に設置されている機器の方が、万が一、海水が流入してもトラブルを最小限に防ぐことが可能です。</p> <p>巻上機・制御盤が海水で濡れた場合、故障の原因となり、機器等の取替工事のために昇降機が使用出来なくなる可能性があり、費用も発生すると考えられます。以上のことから、昇降機の採用には、災害に強い昇降機をご検討ください。</p>	<p>新庁舎は、浸水対策として1階床レベルをTP+4.4mに設定し、想定し得る最大規模の高潮でも浸水しない計画としていることも踏まえ、昇降機設備自体の浸水対策の必要性について、来年度の実施設計で検討していきます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
90	<p>修正版には、基本構想にあった防災備蓄倉庫・マンホールトイレの記載が消えており、庁舎及び敷地を避難場所や支援物資配布場所として機能させることを想定していない。</p> <p>このような内容は、これまで市民が説明を受けてきた内容と異なっている。市行政は、説明内容を一方的に反故にしていると言えない。</p> <p>熊本大地震以降、避難所内ではなく、自家用車内やテント内で避難生活をするケースが増えてきている。したがって、南側広場の全部及び来庁者駐車場の一部を避難場所として供用することを想定すべきである。</p> <p>また、人口が増えているのかかわらず、耐震性貯水槽を増設していないことから、南側広場に、防災備蓄倉庫、マンホールトイレ及び飲料水兼用の耐震性貯水槽を設置することを提案する。</p>	<p>防災備蓄倉庫及びマンホールトイレの設置については、2020年度に作成した基本設計(素案)において、防災イメージ図中に記載していたところです。</p> <p>このうち、防災備蓄倉庫については新庁舎内に計画する予定です。また、マンホールトイレについては、設置場所の確保や安全面・衛生面などに課題があることが判明したため、災害時(断水時)においても水源や排水機能を確保した新庁舎内のトイレを利用可能とする計画に変更しています。</p> <p>さらに、新庁舎では、受水槽を利用して仮設給水を行うことも可能な計画とするほか、支援物資の配布場所として、南北の広場や1階のウェルカムゾーン・市民交流スペース等を活用することも想定した計画としています。</p> <p>なお、災害時の避難場所には、近隣の中崎小学校が指定されており、新庁舎については、災害対策拠点としての機能を最優先させるため、避難場所として利用することは現時点では想定していません。</p>
91	<p>災害時に市民が退避・避難できる地下スペースの確保をお願いします。備蓄は当然、シェルター機能も備えていただきたいです。</p>	
92	<p>災害対応、緊急避難所としての庁舎機能の検討が不十分である。</p>	
93	<p>原子力災害の想定ができていません。ウクライナの戦争において、ロシアが原発を攻撃しています。日本の原発は海岸沿いにあります。もし福井県の原発が攻撃されるようなことが起これば、200kmしか離れていない明石市は飯館村のような状況に陥るとも限りません。災害時、市役所が市民を守る拠点としての役割を果たす必要があると思います。</p>	<p>原子力災害については、福井県内の原子力施設から概ね30km圏内が「原子力災害対策重点区域」として定められており、本市は対象外となっています。</p> <p>また、兵庫県が平成26年に実施した「放射性物質拡散シミュレーション(福井県内の原子力発電所で福島第一原発並みの事故が発生した場合を想定)」によると、明石市の実効線量(全身の被ばく線量)は最大で2mSv程度となっており、健康に影響が生じる恐れのある100mSvを大きく下回っています。</p> <p>福島県飯館村については、福島第一原発から直線距離で約40kmの位置にあり、本市と福井県内原発の位置関係とは条件が異なると考えますが、新庁舎については、非常用発電機による電力確保など、大規模災害が発生した場合の災害対策拠点としての機能を確保した計画としています。</p> <p>※mSv…ミリシーベルト</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
94	<p>車は水に浸かると、前照灯がつく、ブザーが鳴る、漏電するものです。これからの時代、電気自動車が主流になってくるように思います、危険極まりないものになります。災害時に市職員(公用車)がいかに動けるのかが大切になります。</p>	<p>公用車駐車場については、南海トラフ地震の津波浸水想定を踏まえ、地盤高さを現在のTP+2.5mからTP+3.5mにかさ上げする計画としています。</p> <p>また、台風による高潮については事前に予測できるため、地盤高さを超える浸水被害の発生が予想される場合は、あらかじめ公用車をアスピーア明石や天文科学館等の駐車場に移動することを想定しています。</p>
95	<p>想定される最高水位 (TP+4.4m) の場合、庁舎 1階床は浸水被害を免れるとして、公用車駐車場については90cm浸水します。車両は水没でその後の使用はほぼ不可能となると想定され、さらにそれ以前に、車両が流出し、公用車駐車場内は、流された車で、一時的に使用不能となり、これらの撤去から始めなければならないこととなります。</p> <p>このような事態を避けるため、公用車駐車場の地盤高さは、TP+4.4m (最低でもTP+4.2m) 程度とされるのがよいのではないかと思います。</p> <p>また、来庁者用駐車場についても同様で、周辺浸水後に帰宅困難とならないよう、計画が求められると思われます。浸水後の救護対策について、市民会館が市の避難所になっていますが、駐車場は市役所と共用する形となっていることから、災害後の対応に支障がないよう計画されるのがよいのではないかと思います。</p>	<p>なお、市民会館については、避難場所には指定されておきませんが、来庁者や市民会館利用者が多くいる時間帯に災害が発生した場合の対応については、関係部署等と引き続き検討してまいります。</p>
96	<p>近年多発する大雨や台風による被害が想定される場合に、職員が泊まり込む機会が増える。また、実際に大規模な災害被害が発生した場合には、職員が交代する24時間体制が必要になる。このような事態を想定して附属棟について、1階を車庫、2階を宿泊施設、そして3階を災害活動用資機材庫(エレベーター付設)とすることを提案する。</p>	<p>災害対応を行う職員の宿泊場所等については、空間を有効活用する観点から、専用スペースを設けるのではなく、新庁舎内の会議室等を転用して利用する予定としており、防災備蓄倉庫については、新庁舎内に確保する予定です。</p>
97	<p>「大規模災害時における障害者の避難と支援について、ゆめ風基金の説明」講演会を聴いていると、非常時には施設が中心となって計画して動かなければならない。行政は命令を下してこない。伝わってこない。そんな討論の中で、施設職員の参加者が「そんなこと言ったら、公務員と間違われるぞ責任出てくるぞ！」と言っていたのが気になります。</p> <p>実際、委託業務等をしている業者が指図して、被災者が相手が公務員だと思って動くと、へたすれば業者の従業員は公務員と同様に身分犯として処罰される危険があるのではないかと？</p>	<p>委託業者の種類やその業務によっては、国家公務員法及び地方公務員法上の公務員ではない場合でも、公務員に適用される刑法等の規定の一部が適用される場合もあります。</p> <p>災害発生時の避難所運営に関する意見として、所管部署にお伝えします。</p>

## (7) 環境・設備計画

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
98	環境への配慮はできるだけ取り入れ、庁舎の電気は再エネで賄い、自給できるぐらいを考えるべきだ。	新庁舎では、高効率空調機の導入や建物の断熱性能の向上などによる省エネルギー技術を中心に、環境負荷の低減に取り組むことで、ZEB Ready(基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物)の認証取得を目指しているところです。
99	環境・設備計画について、新庁舎の供用開始が2027年にもかかわらず、ZEB Readyというのは随分遅れていると思います。明石市はSDGs未来安心都市を掲げて市民にも脱炭素社会を呼びかけ、協力を求めていかなければならない立場にもかかわらず、ゼロエネルギー庁舎にしないのは納得できません。	他自治体の同規模新庁舎でもZEB Readyを超えるランク(Nearly ZEB等)を取得している事例はなく、費用面(投資回収期間)を考慮すると、ランクを上げることは難しいことに加え、屋上については屋上緑化や空調機スペース等があることから太陽光発電の増設は困難ですが、基本設計(案)では、来庁者駐車場1の屋根部分に太陽光発電を追加で設置し、自然エネルギーを更に活用する計画に修正します。
100	脱炭素社会の実現が喫緊の課題であり、明石市は2050年にカーボンニュートラルを目指しています。ゼロエネルギーの市役所を目指すべきです。現在の案では、禍根を残しかねません。ZEB Readyでなく、せめてNearly ZEBの市役所にするべきです。	設備規模や設置費用等については以下のとおりです。 ①設備規模:100kW(屋上50kW、駐車場屋根50kW) ②設置費用(地方交付税措置を減じた額):6,600万円 ③光熱水費削減額:179万円/年 ④投資回収期間:37年間
101	公共施設の建設で最重視されるべき「ゼロエネルギー庁舎」への配慮に欠け、SDGs未来都市を掲げる明石市の基本的な方針から逸脱していることから、「ゼロエネルギー庁舎」に限りなく近づける設計に見直すべきである。 新たな公共施設を建設する際には、「ゼロエネルギー庁舎」を目指すことは国の指針でも明らかであり、何よりも「SDGs未来都市」を宣言している明石市として「50%程度のエネルギー自給率」をめざした庁舎を今から建設するのは、大きな恥をかく所業とも言える。市のSDGs推進計画や脱炭素社会をめざす国を挙げての方針に沿って、全面的な再エネ活用庁舎、自然環境重視型庁舎の設計に改めるべきである。	なお、Nearly ZEBや「ゼロエネルギー庁舎」を実現するためには、さらに発電設備の設置にかかる追加費用と広大な設置スペースが必要となりますが、計画中の平面駐車場への太陽光発電設備設置については、明石港東外港地区との一体開発を見据えた暫定の駐車場であることを踏まえると、現段階では困難と考えています。 また、建物外壁部分への太陽光発電設備設置については、他市で事例があるものの、屋上と比較すると、その投資回収期間が長く、設置しない予定にしています。なお、その設置費用や投資回収期間等については以下のとおりです。
102	公用駐車場の駐車敷地部分を覆う太陽光パネルの屋根を設置することを提案する。公用車の耐用期間を延ばす効果もある。なお、景観面から来庁者駐車場2には設置しない。	①設備規模:最大210kW(南面90kW、東面・西面各60kW) ②設置費用(地方交付税措置を減じた額):約1.1億円 ③光熱水費削減額:218万円/年 ④投資回収期間:50年間
103	市役所の立地条件は、太陽光発電には最適です。屋根だけでなく、北を除く壁面に太陽光パネルを設置し、市役所発電所にしてはどうかと思います。最近益々技術的に良いものができており、縦型のパネルもあります。市の電気代が年間いくらかは知りませんが、市役所発電所で作った電気ならその分を他の事業に使えます。また、公用車を電気自動車に変えていけば、市役所発電所の電気が燃料として使えるので、ガソリン代を他の事業に使えることとなります。予算が足りないのであれば、国の補助金を申請するなり、ふるさと納税の目的に市役所発電所の建設を表明することも可能ではないかと思います。地球温暖化に歯止めがかからない現在、市が先頭に立って、市民、事業者に対して見本を示すべきだと思います。	



No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
104	<p>太陽光発電設備について、市民説明会で詳細な数値を求めて質問したが、明確な数字が示されなかった。図面等から類推しても、屋上の太陽光発電施設 50kwの設置面積は屋上面積に相当する建築面積約3800 m<sup>2</sup>の1割程度に過ぎないとみられる。</p> <p>今日の常識では、ソーラー発電施設は屋上のほか壁面（バルコニーも含む）や車庫などの付属棟、公用車駐車場への「シェアソーラー」等も活用すれば、現行計画の数十倍に及ぶ太陽光発電施設を確保できる。</p>	同上
105	<p>「ゼロエネルギー庁舎」の実現について、市民説明会でインシャルコストの障壁を理由に挙げていたが、電気料金の今後の動向等を勘案すれば、太陽光発電の導入は初期投資をはるかに超えるメリットがあるということも計算すればすぐにわかる。中長期にわたるランニングコストも併せてコスト計算せずに、目先の初期投資だけをもって追加導入を避けるのは、とりあえずの建設費を抑えることのみを考える近視眼的な対応になりかねない。</p>	
106	<p>窓サッシは樹脂サッシにし、太陽光発電パネルの窓ガラスを使用する。</p>	<p>サッシの材質については、断熱性だけでなく、強度や耐久性、コスト等を総合的に検討の上、来年度の実施設計において選定していきます。</p>
107	<p>市民説明会で、屋上に太陽光パネルを設置し、災害時停電した場合稼働させると説明されていたが、以下の問題があると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明石海峡に近く、海からの潮風に含まれる塩で太陽光パネルの劣化が激しくなる。</li> <li>・塩がパネルに付着し、光から電気への変換効率も落ちる。雨が降るともっと落ちる。</li> <li>・台風や強風で太陽光パネルが飛ばされ車両や人に当たる可能性がある。</li> <li>・災害時のみ稼働すると、まったく使用されず無用の長物になる。</li> <li>・使用しないうちにパネルの更改時期がやってきて更改にお金がかかる。</li> <li>・太陽光パネル設置で屋上が悪化しやすくなる。</li> <li>・太陽光パネルで場所を取り、屋上の有効利用ができなくなる。</li> </ul> <p>計算上、費用対効果が良いと判断されていますが、もっと効率良く安全に電気を生み出す方法を考えるべきなのは？</p>	<p>太陽光発電設備システムについては、災害時にはスマートフォンやタブレット、モバイルバッテリー、懐中電灯の充電等に活用することを想定していますが、通常時から稼働させ、使用電力の一部として利用する計画としています。</p> <p>なお、塩害対策として、耐塩害仕様の採用についても検討しているところであり、太陽光発電システムの詳細については、来年度の実施設計で引き続き検討していきます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
108	<p>地中熱ヒートポンプをもっと活用し、市民会館では、地中熱ヒートポンプで冷暖房を賄い、休館日には、その熱を市役所に使えるようにすることを提案する。</p>	<p>新庁舎の地中熱空調については、地中熱を取り込みやすい1階窓口フロアの一部を対象とする計画としています。</p> <p>地中熱空調の対象範囲を市民会館まで大きく広げた場合、多額のイニシャルコストが必要となり、投資回収期間が非常に長くなることから(試算では110年)、対象範囲を広げることは難しいと考えています。</p>
109	<p>私の提案としては、太陽光パネルを屋上に設置するのを止め、変換効率のよい水素を利用した燃料電池を地上に設置する。</p> <p>災害時のみ稼働させるのではなく24時間稼働させて、昼間は市役所庁舎内に電気を供給させ夜は燃料電池に蓄えさせる。</p> <p>電気が余れば、電力会社に売電する。</p> <p>自治体の採用事例として横浜市港湾局が水素エネルギーの利活用の取組みを行っています。</p> <p>ぜひとも太陽光パネルの市役所屋上への設置ではなく、地上で水素エネルギーの利活用を検討願います。</p>	<p>水素発電システムは、脱炭素社会の実現に向けた新たな発電方法であり、将来的に普及の可能性はあるものの、現時点では実証実験の段階であることに加え、システムの設置及び管理・運用に多額のコストが必要であり、投資回収の目途が立たないことから、現時点では、新庁舎での採用は難しいと考えています。</p>
110	<p>計画では雨水利用についても強調しているが、市民説明会では、本庁舎に降る年間最大降雨量や庁舎で使用するトイレ用水と散水用水の想定総量についての説明がなかった。簡単な計算をしても3800㎡の屋上に降る年間の降水量は少なく見積もっても3000㎡は下らない。図面から推測すると、集水するのは議場の屋根部分のみに限定されている。要するに「雨水利用もやってますよ」という格好を見せるだけの対応に止まっているのが実態と言える。</p>	<p>雨水利用については、新庁舎で使用する水の一部(全部)を雨水に置き換えることで、環境負荷の低減を図るものであり、雨水で賄える雑用水量及び利用範囲等の詳細については、来年度の実設計画で検討していきます。</p> <p>なお、雨水の集水範囲については、議場屋根だけでなく、屋上すべて(屋上緑化部分を除く)を対象としています。</p>
111	<p>市役所や市民会館、中崎小学校などを含めて、国や兵庫県が求めている「脱炭素先行地域づくり」に申し込むことを提案する。</p>	<p>新庁舎については、現時点ではZEB Ready(基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物)の認証取得を目標に検討を進めており、新庁舎整備のみをもって、脱炭素先行地域の条件(2030年度までに民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現するモデル地域)を満たすことは困難であることから、現時点では応募予定はありません。</p> <p>なお、新庁舎については、国の財政支援メニューである「市町村役場機能緊急保全事業」の適用を受けることで市民負担を軽減する計画ですが、補助金等の活用など市民負担の軽減に向けた検討は引き続き行います。</p>

## (8) 工事工程・工事費概算

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
112	<p>工事工程について、施工者選定以後、鉄骨建方工事まで14～15ヶ月となっておりますが、現状、鉄骨発注から現場への納品まで15～16ヶ月(2022年12月現在)となっております。発注時期における納期を確認の上で、適宜スケジュールの見直しをお願いしたいです。</p>	<p>鉄骨の納期については、随時確認を行っていますが、現時点では、鉄骨の材料承認や材料発注について、先行する現立体駐車場の解体工事期間中に前倒しで行うなどの工夫を加えることで、現スケジュールが実現可能と考えています。</p> <p>今後も社会情勢の変化を注視し、鉄骨の材料不足や納期の遅れ等、状況悪化が予想される場合は、発注スケジュールや全体工期の見直しについて検討します。</p>
113	<p>少し工期が長過ぎるような気がします(補助金等の関係で仕方ない面もありますが)。経費節減のためにも短縮を図った方が良いと思います。</p> <p>次に、引っ越し期間が明らかに長すぎると思われます。各部署毎に分けて実施しても、1か月あれば十分なのではないかと思えます。</p> <p>また、解体工事の順序について、議会棟・事務棟→窓口棟→分庁舎・西庁舎・その他の順序となっておりますが、立地から東側に中崎小学校の校舎と市民会館が近接していることから、西庁舎・窓口棟→中崎分署棟・事務棟→議会棟・分庁舎とすれば、解体工事による影響が少ないと考えます。</p>	<p>新庁舎建設や現庁舎解体の工期については、設計会社からの情報(同規模施設の工事状況等)や意見を踏まえながら、できる限り短縮を図り適切に計画しています。</p> <p>なお、現庁舎から新庁舎への引っ越しについては、休日等の閉庁期間中に行う予定ですが、全部署が一度に移転した場合、情報システムの移設が間に合わず、市民サービスに影響が生じる可能性もあることから、複数回に分けて行うことを想定し、現時点では約2ヶ月で計画しています。</p> <p>また、解体工事の順序については、新庁舎棟完成後、速やかに南側道路の整備を行う必要があるため、道路部分にかかる議会棟、事務棟、窓口棟を優先して行う工程としています。</p>
114	<p>工事工程表には、現在の立体駐車場の解体から現庁舎解体・外構工事完了までの期間における、来庁者及び市民会館利用者の仮設駐車場の確保に関する記載がないことから、以下を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中崎公園のゲートボール場を中崎小学校の西南のテニスコート(※原文まま)に移し、公用車駐車場として使用する。</li> <li>・現在の窓口棟南の公用車駐車場を来庁者用駐車場とするとともに、議会棟南の庭園及び議員駐車場も来庁者用駐車場として使用する。当該来庁者駐車場は、窓口棟西に入場用ゲート、事務棟東に出場用ゲートを設け、一方通行にする。</li> <li>・議員には公共交通の利用に協力していただく。</li> </ul> <p>また、近隣の民間駐車場を使用した場合の駐車料金を公費で負担する。</p>	<p>工事期間中の仮設駐車場については、現在、明石港東外港地区の借用について、所管している兵庫県に依頼し、調整を進めているところです。</p> <p>当該土地が借用できない場合は、西庁舎南側の中崎展望広場駐車場や市役所周辺の市有地等を活用するなど、できる限り来庁者に不便をかけないように今後検討していきます。</p> <p>なお、中崎小学校東の中崎公園(グラウンド)については、小学生の野球・サッカー、高齢者のグラウンドゴルフなど、平日・休日ともに利用頻度が高く、転用する場合は代替地を確保する必要があるなど、課題が多いと考えます。</p> <p>意見を頂いた公用車駐車場や議員駐車場の転用も含め、明石港東外港地区の借用可否等を踏まえながら、引き続き検討していきます。</p>
115	<p>工事期間中の来客用駐車場の確保を明確にするべきである。基本計画(素案)修正版に、工事期間中の来客用駐車場をどうするかが明示されていない。市民説明会では「明石港東外港地区の一画を工事中の来庁者用仮設駐車場として使えるよう、兵庫県と協議している」と説明があったが、現行の立体駐車場の解体開始まで1年程度しかない中で、来庁者用の仮設駐車場を確保できるのかどうかの確証はない。</p> <p>また、県との協議で確保できなかった場合には「周辺の市有地を活用する」との説明があったが、200台もの駐車場を周辺で確保できる市有地がどこにあるのか、具体的に明示する責任があるのではないかと?</p>	

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
116	建築資材等が高騰しているが、予算膨張は？	工事費の概算金額については、近年の建築資材高騰の影響により、基本計画時点の124億円から139億円に約15億円増加しています。
117	工事費については、現時点での想定であると推察しますが、現在、関西地区においては万博以外でも需要がかなり供給を上回っており、かつウクライナ状況にかかるエネルギー問題や円安により、建設価格の見通しが不透明です。については、適宜物価変動を織り込んだ試算をお願いします。	今後も各段階において、適宜物価変動を踏まえて建設工事費を試算、検討していきます。 また、財源としては、これまでの貯金である庁舎建設基金16億円と地方債123億円を充てる予定としており、「市町村役場機能緊急保全事業」を適用することで、国から約31億円の交付税を受け取ることができる見通しです。
118	物価高騰もあり、ある程度費用が掛かることについては異論はありませんが、市民感覚として、新庁舎建設工事費のみで、約180万円/坪・約3.7万円/市民一人当たりとなり、どう捉えられるかについては市議会等で真剣に議論の上、検討されるべきだと考えます。	なお、新庁舎は今後50年以上使用する建物であることから、起債制度を活用することにより、財政負担を平準化し、計画的に財政運営を行うことができるのと同時に、現在の市民と将来(完成後に)市民になる人の負担の公平性を確保することができます。

(9) その他

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
119	計画策定の過程で審議会や検討委員会等の市民参画手続きを経していないのは、市民参画条例に違反したもので、計画プロセス自体に瑕疵がある。市民説明会で「審議会は必置義務があるわけではなく、審議会はメンバーが限定されるため、幅広く意見を求めるパブコメや説明会の手法で対応した」と説明したのは、自治基本条例と市民参画条例への理解を欠いたもので、著しく妥当性を欠いたものである。	明石市自治基本条例では、「市民が市政に参画することができるよう多様な参画手法を用いる」としてしています。その市民参画手法については、明石市市民参画条例において、①意見公募手続(パブリックコメント)、②審議会等手続、③意見交換会手続(説明会等)、④ワークショップ手続、⑤公聴会手続、⑥政策公募手続、⑦その他の手法(アンケート・ヒアリング等)を定めており、実施原則として、「複数の手法を併用するよう努めること」、「市民参画手続を実施する場合は、必ず意見公募手続を実施すること」と定めています。 新庁舎の基本計画及び基本設計の策定に当たっては、より多くの市民から幅広くご意見をいただきたいという趣旨から、上記手法のうち、パブリックコメントと市民説明会を実施したところです。 また、この間、その他の取組といたしまして、基本計画策定段階での学識経験者5名で構成される有識者会議のほか、基本設計と併せて高齢者(あかねが丘学園学生)・子育て世代(子育て支援センター来所者等)へのアンケート調査(約450名)、広報あかしを活用したアンケート調査(約530名)、明石市障害当事者等団体連絡協議会(あすく)との定期的な意見交換などを行っており、頂いたご意見を基本設計(素案)修正版に反映させています。 来年度の実施設計段階でも、市民意見を伺う機会を設ける予定としており、引き続き、市民参画条例に基づき適切に実施してまいります。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
120	<p>広報あかし1月15日号に書いている4つの提案(内容)については賛成ですが、今と同じ場所に新庁舎を建てるという案であるのなら異議がありません。</p> <p>今後、南海トラフ地震だけでなく、地震に見舞われた時に、津波の被害を受ける可能性があると思われます。</p> <p>「利用しやすい庁舎」を考えると、アスピアの7F・8Fに移転するのはどうでしょうか?明石の玄関口である「明石駅近く」に新庁舎を建設ではなく、移転すれば良いと考えます。</p>	<p>新庁舎の整備場所については、2019年10月の本会議において、防災面から早急に庁舎の建て替えが必要であること、また、新庁舎整備による財政負担をできる限り軽減する必要がある中、国の財政支援メニューである「市町村役場機能緊急保全事業」の適用期限が迫っていることを主な理由として、建て替え場所を「現在地」とする「市役所新庁舎整備候補地に関する決議」が全会一致で採択され、現在地での建て替えを決定しました。</p> <p>新庁舎では、南海トラフ地震が発生した場合にも庁舎全体の機能を維持できるよう、新庁舎敷地の地盤改良と液状化対策を実施するとともに、構造については1階床下に免震層を設けて建物全体を免震化する基礎免震構造を採用し、最高水準の耐震性能を確保しています。</p> <p>また、津波による浸水を想定し、外構レベルの地盤高をTP+3.5mで計画するとともに、建物の1階床レベルをTP+4.4mで計画することにより、地震や津波、高潮等に対する最大限の安全対策を講じています。</p> <p>なお、意見を頂きましたアスピア明石7・8Fへの移転については、面積不足により、実現は難しいと考えます。</p>
121	<p>基本設計(素案)修正版の市民説明会が約1年遅れたと思うが、その理由は何か?(設計内容は概ね了とします。)</p> <p>なお、今回の市民説明会については、基本設計(素案)修正版に対する意見を伺う場であることを明確にして進行すべきだったと思う。</p>	<p>基本設計(素案)修正版については、2020年12月に作成した基本設計(素案)を修正したものです。</p> <p>2021年度(昨年度)は、これまで頂いた市民意見の反映やハザードマップ改定に伴う床面高さの変更等、基本設計(素案)の見直し作業を進めました。が、新型コロナウイルス感染症への対応のため、新庁舎整備を担当する職員の半数が、保健所で事務従事する状況が続くなど、本格的な検討作業や市民説明会の実施が困難な情勢であった点も踏まえ、基本設計の策定スケジュールをさらに1年間延期しました。このため、基本設計(素案)修正版の作成及び市民説明会の開催が今年度になりました。</p> <p>なお、今回の市民説明会での意見・質問については、基本設計(素案)修正版に関する内容としていただくよう事前に案内していたところですが、今後の進行方法等については、改めて検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
122	<p>基本設計(素案)修正版は、前回のパブリックコメントや各障害者団体からの意見を踏まえていることが見て取れます。</p> <p>大幅な修正箇所もあるようですので、また違う課題も出てくると思いますが、障害当事者の声を幅広く聞いて設計に生かしてほしいと思います。多くの時間をかけて検討を進められていることと思います。</p> <p>障害の種別によっては、お互いに譲れないこともあり、調整が難しいこともあるかと思いますが、当事者の意見は貴重な体験談でもありますので、しっかり耳を傾けてほしいと思います。</p>	<p>新庁舎のバリアフリー、ユニバーサルデザイン計画については、これまでも明石市障害当事者等団体連絡協議会(あすく)及び障害を有する職員と意見交換や他市新庁舎の合同視察を行うなど、当事者の意見を踏まえながら検討してきたところです。</p> <p>検討に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「兵庫県福祉のまちづくり条例」を基準としながら、今後も引き続き障害者団体(当事者)と意見交換を行いながら検討していきます。</p> <p>なお、新庁舎の検討に当たっては、パブリックコメントや市民説明会に加え、高齢者(あかねが丘学園学生)・子育て世代(子育て支援センター来所者等)へのアンケート調査(約450名)や広報あかしを活用したアンケート調査(約530名)など、幅広く市民の声を聞き取る機会を設けてきたところであり、来年度の実施設計段階での市民参画の取組については、今後検討してまいります。</p>
123	<p>伊丹市新庁舎では、障害者団体と延べ12回の話し合いを行い、全盲の人には模型を触ってもらう、計画している間取りでシミュレーションを行い改善点を見つける、介護施設に訪問・聞き取りをした上でトイレや大人のおむつ替え等で利用するベッドの最適な配置を考えるなど取組を行ったとのことでした。</p> <p>点字ブロックの高さや種類を決める際は、視覚障害者と車椅子ユーザーに同席してもらい、お互いの許容できる範囲を決めたそうです。</p> <p>伊丹市の福祉に対する姿勢は、明石市より上じゃないかと感じました。</p> <p>この新庁舎は、40年、50年と孫の代まで使うものです。よくよく検討をお願いします。明石市視覚障害者福祉協会にも是非聞き取りに来てほしいと思います。</p>	
124	<p>先日、伊丹市の新庁舎の視察に行きました。</p> <p>一番大事なことは、市民の意見を広く聞き、それを設計コンセプトにまとめ、随時意見交換しながら進めることです。</p> <p>伊丹市では、市民3,000人へのアンケート、2週間にわたる来庁者アンケート、パブコメ(21名・57件)、設計者を交えた市民ワークショップ(2日間・延べ59名)、市長と設計者による設計シンポジウム(552名)、障害者団体とユニバーサルデザインについての意見交換(12回)などの取組が実現されています。</p> <p>障害当事者等団体連絡協議会(ASK)には個別の対応を頂き感謝をしていますが、もっと大きな目で市民の声を聴くべきで、パブコメの実施くらいではまとめきれないと思い、別途ワークショップ等の設置を考えるべきだと思います。</p>	
125	<p>基本設計には、新庁舎で執務する職員数の見積りが欠かせない。見積もった職員数と現在の職員数との乖離が生じるはずである。見積もった職員数に過剰が生じる場合は、計画的に職員数を縮減しなければならない。さらに、業務のデジタル化による職員数縮減も必要である。</p> <p>一方、様々な分野で伴走型支援が必要とされており、デジタル化による省力化効果によって生じた職員を地域総合支援センター等の地域拠点に振り向ける必要がある。</p> <p>以上から、基本設計に、新庁舎内で執務する職員数の目標値を明記するとともに、目標値を達成するための職員数縮減計画を策定予定であることを明記することを提案する。</p>	<p>現在、本庁舎敷地内では約1,200名の職員が働いています。</p> <p>デジタル化の進展や人口減少などにより、将来的には職員数も減少することが予想されますが、新庁舎移転予定である2027年度時点では、大幅な職員数の削減は見込んでおらず、現在の職員数が収まる執務面積が必要であると考えことから、現庁舎の延床面積よりは縮小するものの、一定の面積を確保する計画としています。</p> <p>なお、新庁舎における、局単位の執務室の割り振り等の具体的な計画については、来年度の実施設計段階で示す予定です。</p>